

受精卵の凍結保存に関する当院の規定

<凍結の開始時>

①受精卵の凍結保存期間は、凍結日から1年間です。

(例：2016年4月1日に凍結開始の場合、2017年3月31日までが保存期間です。)

また、この間の保存費用は、凍結保存料に含まれております。

②当院規定の感染症検査による陽性反応もしくは未検査である場合、感染症扱いとなり、凍結保存時に凍結保存感染症加算料が別途必要となります。

<患者様から当院への連絡義務>

①患者様は保存期間満了までに、凍結保存を延長するか、廃棄するかを、必ず当院に連絡し、当院所定の書類に署名し、当院へ提出しなければなりません。

保存期間内に連絡がない場合は、保存を延長する意思がなく、保存受精卵を放棄したものとみなし、当院は当該保存受精卵を廃棄します。

②連絡先(住所や電話番号)が変更になる場合は、速やかに当院に連絡してください。

③離婚または事実婚を解消した場合や配偶者が死亡した場合は、速やかに当院に連絡し、当院所定の書類に署名し、当院へ提出しなければなりません。

これは、日本産科婦人科学会の会告『胚の凍結保存期間は、夫婦の婚姻の継続期間のみとする』に従うものです。この場合、または、当院が離婚や死亡の事実を確認した場合、当院は当該保存受精卵を廃棄します。

④事実婚夫婦が婚姻した場合も、速やかに当院に連絡してください。

⑤夫婦の一方が行方不明になった場合も、速やかに当院に連絡してください。

行方不明の間は、保存受精卵は行方不明でない配偶者に帰属します。

しかし、この間は、夫婦双方の意思が確認できないため、胚移植は実施できません。

<凍結保存の更新>

①更新を希望する場合は、保存期間満了までに当院所定の書類に署名の上、当院に提出し、当院の定める更新料を支払わなければなりません。

②更新は最大2回まで*とし、例外の場合を除き凍結から3年を超えないものとします。

また、凍結保存期間内であっても、妻が生殖年齢(47歳未満)を超えた場合は、凍結保存期間の延長は受け付けません。

*採卵時の妻の年齢により、更新の上限回数は異なります。

③受精卵の凍結保存期間中に、当院で定める保存費用の増減や保存期間の変更があった場合には、保存期間の更新手続き時から、変更後の保存費用や保存期間が適用されます。

<凍結保存期限内に廃棄を希望する場合>

凍結保存期限内に廃棄を希望する場合は、当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。

<凍結融解胚移植を行いたい場合>

凍結融解胚移植を希望する時は、当院所定の書類に夫婦で署名し、当院へ提出しなければなりません。

<その他注意事項>

受精卵の凍結保存期間中に、災害(天災、火災など)が起こった場合、受精卵の損傷・紛失が生じる可能性があります。また、当院が閉院した場合は然るべき施設に委託します。

仙台ARTクリニック